中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月３１日
経済産業省中小企業庁
事業環境部財務課

経済産業省は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで告示を改正したので、同法第４３条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

１．省令の題名

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示（令和８年経済産業省告示第４４号）

２．意見公募を実施しなかった理由について

本件は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い当然必要となる規定の整理に係るものであり、行政手続法第３９条第４項第８号の規定に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行っておりません。